

畜産振興事業補助実施細則

(平成30年度)

地方競馬全国協会

平成 30 年度 畜産振興事業補助実施細則

平成 30 年度における地方競馬全国協会 畜産振興補助の実施にあたっては、地方競馬全国協会 畜産振興事業補助実施要綱(以下「要綱」という。)の規定によるほか、この細則によるものとする。

1 補助金の額

要綱第 3 条の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、それを切捨てた額とする。

2 選定申請書の提出期日

要綱第 5 条第 1 項の補助事業の選定申請書の提出期日は、以下の通知文書に記載のとおりとする。

- (1) 公募による補助事業にあつては、別に定める当該年度の地方競馬全国協会畜産振興補助事業公募要領 7 の(5)による審査の結果(採択)の通知文書
- (2) 複数年度にわたり補助事業の事業実施主体候補者が決定している補助事業にあつては、当該事業に係る選定申請書の提出期日を明記した通知文書

3 加算金及び延滞金の額の計算

要綱第 17 条に規定される加算金及び延滞金の納付は、要綱の定めによるほか、次により計算するものとする。

ア 加算金の計算

(ア) 補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における要綱第 17 条第 1 項の規定の適用については、返還をしなければならない額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還をしなければならない額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還をしなければならない額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

(イ) 要綱第 17 条第 1 項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、事業実施主体の納付した金額が返還をしなければならない補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還をしなければならない補助金の額に充てられたものとする。

イ 延滞金の計算

要綱第 17 条第 2 項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還をしなければならない補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

ウ ア及びイの規定による加算金及び延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

4 指定財産の処分等の制限期間

要綱第7条第6号、第18条第1項ただし書及び第19条第2項ただし書の規定による協会が別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1から別表第6までに定められたそれぞれの耐用年数とする。

5 補助事業の要件欄の別に定める事項

要綱別表の補助事業の要件の欄で別に定めることとした事項の取扱いについては、次のとおりとする。

ア I馬の改良増殖推進事業の(2)農用種馬の導入のイの「別に定める登録」は次のとおりとする。

(ア) 国内購買にあつては、公益社団法人 日本馬事協会の登録

(イ) 外国購買(外国産馬の導入を含む。)にあつては、輸出国の登録団体の登録

イ I馬の改良増殖推進事業の(2)農用種馬の導入のウの「導入する種馬のその他の要件」は、次のとおりとする。

(ア) 導入する種馬の年齢は、種雄馬の場合、国内購買にあつては購買時1歳以上10歳以下、外国購買にあつては購買時2歳以上6歳以下、種雌馬の場合、購買時2歳以上6歳以下であること。

(イ) 導入する種馬は、外国購買にあつてはペルシュロン種及びブルトン種であること。

ウ I馬の改良増殖推進事業の(3)農用種雌馬の改良増殖推進①奨励金交付事業のエの「奨励金の交付対象となる農用種雌馬のその他の要件」は、次のとおりとする。

(ア) 奨励金交付対象馬が導入又は自家保留後3か年以内に廃用したときは、速やかに廃用した理由及び事後の対応を記載した書類(要綱様式第5号 廃用処分承認申請書)を協会に提出するとともに、原則として奨励金交付対象馬と同条件の代替馬を導入すること。

(イ) 前記(ア)の同条件の代替馬とは、奨励金交付対象馬の廃用時と代替馬導入時の品種及び馬齢が、原則として同一であることをいう。

エ I馬の改良増殖推進事業の(3)農用種雌馬の改良増殖推進②導入貸付事業のエの「導入費の対象となる農用種雌馬のその他の要件」は次のとおりとする。

(ア) 導入した貸付馬が貸付契約期間内に廃用したときは、速やかに廃用した理由及び事後の対応を記載した書類(要綱様式第5号 廃用処分承認申請書)を協会に提出するとともに、原則として貸付契約時と同条件の代替馬を導入すること。

(イ) 前記(ア)の同条件の代替馬とは、導入貸付対象馬の廃用時と代替馬導入時の品種及び馬齢が、原則として同一であることをいう。

オ I馬の改良増殖推進事業の(4)農用馬の繁殖奨励の①優良種雄馬繁殖奨励〔種付奨励〕の「別に定める要件」は、次のとおりとする。

- (ア) 公益社団法人 日本馬事協会の種馬登録規程(以下「種馬登録規程」という。)に基づく繁殖登録を受けている輓系馬であること。
- (イ) 家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けていること。
- (ウ) 年間(当該年の1月1日から12月31日までをいう。)の種付頭数が、純粋種にあっては1頭以上、純粋種以外にあっては10頭以上であること。

カ I馬の改良増殖推進事業の(4)農用馬の繁殖奨励の②子馬生産奨励〔生産奨励〕の「別に定める要件」は、次のとおりとする。

当該年(1月1日から12月31日までをいう。)に生まれ、種馬登録規程に基づく血統登録(補助血統登録を含む。)を受けた輓系馬であること。(血統登録前に死亡した子馬は補助の対象としない。)

キ I馬の改良増殖推進事業の(4)農用馬の繁殖奨励の③改良促進奨励〔優良種雄馬改良促進奨励〕の「別に定める要件」は、次のとおりとする。

帯広市が行う地方競馬能力検査の合格馬(複数回合格馬にあっては初回合格馬のみ対象)の父馬であること。

ク I馬の改良増殖推進事業の(4)農用馬の繁殖奨励の③改良促進奨励〔優良種雌馬改良促進奨励〕の「別に定める要件」は、次のとおりとする。

帯広市が行う地方競馬能力検査の合格馬(複数回合格馬にあっては初回合格馬のみ対象)の母馬であること。

ケ I馬の改良増殖推進事業の(4)農用馬の繁殖奨励の④生産技術指導のイの「別に定める要件」は、次のとおりとする。

(ア) 指導奨励金の交付対象団体は、農用馬の生産振興を図るために組織された団体、農業協同組合及び農業協同組合連合会とする。

(イ) 指導奨励金交付対象事業は、次のとおりとする。

- ① 農用馬を飼養する者(以下「飼養者」という。)を指導する獣医師及び馬の人工授精師(以下「技術者」という。)を対象とする技術者講習会を開催する事業
- ② 飼養者を対象とする飼養者講習会を開催する事業
- ③ 飼養者を対象に技術者が巡回して生産技術の指導を行う事業

(ウ) 指導奨励金は、原則として指導地区ごとに交付するものとし、北海道にあっては振興局単位、都府県にあっては都府県単位を1指導地区とする。ただし、協会が特に認めた都府県については、この限りでない。

コ II畜産経営技術指導事業の(1)地域畜産支援指導等体制強化の「別に定める要件」は、次のとおりとする。

(ア) アの事業においては、畜産経営の支援体制が整備されていること。

(イ) イの事業においては、地域畜産の活性化、安全かつ安定的な食の提供に資するための推進体制が整備されていること。

(ウ) ウの事業においては、馬事普及啓発の推進体制が整備されていること。

6 補助率等欄の定額

要綱別表の補助率等に規定する「定額」は、次に掲げるとおりとする。

| 補助事業名 | 区分 | 定 額 | |
|--|--------|----------|-------------|
| I 馬の改良増殖推進事業 | | | |
| (3) 農用種雌馬の改良増殖推進 | | | |
| ① 奨励金交付事業 | | | |
| 純粋種雌馬繁殖奨励費 | | 1 頭当たり | 300,000 円以内 |
| 農用種雌馬繁殖奨励費 | | 1 頭当たり | 250,000 円以内 |
| ばんえい競馬出走馬繁殖奨励費 | | 1 頭当たり | 330,000 円以内 |
| 推進事務費 | 補助対象頭数 | 1～9 頭まで | 23,760 円以内 |
| | | 10 頭以上 | 35,640 円以内 |
| ② 導入貸付事業 | | | |
| 純粋種雌馬導入費 | | 1 頭当たり | 300,000 円以内 |
| 農用種雌馬導入費 | | 1 頭当たり | 250,000 円以内 |
| ばんえい競馬出走馬導入費 | | 1 頭当たり | 330,000 円以内 |
| 推進事務費 | 補助対象頭数 | 1～9 頭まで | 23,760 円以内 |
| | | 10 頭以上 | 35,640 円以内 |
| ただし、当該補助事業年度に事業実施主体に種雌馬を販売した飼養者に対して、販売された種雌馬と同一の種雌馬を貸し付ける場合は、補助対象外とする。 | | | |
| (4) 農用馬の繁殖奨励 | | | |
| ① 優良種雄馬繁殖奨励 | | | |
| 〔種付奨励〕 | | | |
| 種付奨励費 | 純粋種 | 1 頭当たり | 90,000 円以内 |
| | 純粋種以外 | 1 頭当たり | 45,000 円以内 |
| 推進事務費 | 補助対象頭数 | 1～49 頭まで | 23,760 円以内 |
| | | 50 頭以上 | 47,520 円以内 |
| ② 子馬生産奨励 | | | |
| 〔生産奨励〕 | | | |
| 生産奨励費 | 純粋種 | 1 頭当たり | 40,000 円以内 |

| 補助事業名 | 区分 | 定 額 | |
|-------|---------------|--------------|---|
| | | 純粋種以外 | 1 頭当たり 36,000 円以内 |
| | 推進事務費 | 補助対象頭数 | 1～99 頭まで 23,760 円以内 100～499 頭まで 47,520 円以内 500 頭以上 95,040 円以内 |
| | ③改良促進奨励 | | |
| | 〔優良種雄馬改良促進奨励〕 | | |
| | | 優良種雄馬改良促進奨励費 | 合格馬 1 頭当たり 40,000 円以内 |
| | 推進事務費 | 合格馬頭数 | 1～49 頭まで 23,760 円以内 50 頭以上 47,520 円以内 |
| | 〔優良種雌馬改良促進奨励〕 | | |
| | | 優良種雌馬改良促進奨励費 | 合格馬 1 頭当たり 160,000 円以内 |
| | 推進事務費 | 合格馬頭数 | 1～49 頭まで 23,760 円以内 50～199 頭まで 35,640 円以内 200 頭以上 47,520 円以内 |

上記以外の定額にあつては、別に定める。